

令和2年11月25日

第142回 遠野市農業委員会総会議事録

第142回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年11月12日
告示番号 遠野市農業委員会告示第15号
会議年月日 令和2年11月25日
会議の場所 あえりあ遠野交流ホール
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 7番 新田佐悦

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹
事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今英
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第142回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ
る届出について
議案第44号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第45号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第46号 農用地利用集積計画の決定について
議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第48号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について

開会時刻 午後2時

議 長	<p>ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を1番、菊池靖委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第142回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。7番、新田佐悦委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議 長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告をいたしますけれども、会長として個人的に出席したものはございません。ただし、3番ですけれども、11月11日、中山間地域の農業振興・地域づくりを考える研修会が本当であれば岩手県農業委員会大会でしたけれども、コロナの関係で研修会に変更してございます。それで、当農業委員会からは永年勤続農業委員として古屋敷委員、綱木委員が表彰されてございます。それから、農地利用最適化推進活動部門で田中委員が表彰されてございます。総会終了後、表彰状を贈呈しますので、よろしく願います。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>事業経過報告書をご覧ください。</p> <p>11月2日から11月9日まで、令和2年度農地相談会を市内9地区で開催いたしました。</p> <p>11月10日、農地法等申請締切日でした。</p> <p>11月11日、遊休農地解消活動といたしまして、エゴマ脱穀を農業委員会ほ場で行っております。</p> <p>11月12日、農地あっせん委員会でした。</p> <p>11月13日、遊休農地解消活動として、遠野緑峰高校でのエゴマ脱穀を行いました。</p> <p>11月16日、農地転用等現地確認調査でした。</p> <p>11月17日、令和2年度第2回地域農業マスタープラン地区検討会が、附馬牛地区と青笹地区で開催されました。</p> <p>11月19日、検討会が綾織地区、小友地区で開催されております。</p> <p>11月20日、第8回運営委員会でした。</p> <p>11月20日、検討会が達曾部地区、鱒沢地区で開催されております。</p> <p>11月21日、遊休農地解消活動といたしまして、エゴマ選別と水洗いを田中ナオ子委員宅で行っております。農業委員会の分と緑峰高校の分と合わせて行っております。</p> <p>11月24日、松崎地区と宮守地区のマスタープラン地区検討会が開催されました。</p> <p>そして、本日、総会です。この後、令和2年度遠野市農業者年金加入推進研修会が開催されます。夜については、上郷地区の検討会があります。</p> <p>11月26日以降の行事予定です。</p> <p>11月26日、遠野地区のマスタープラン地区検討会があります。土淵地区でも開催されます。</p> <p>11月30日、第12回遠野市農林水産振興大会が、あえりあ遠野で開催されます。</p> <p>12月1日から12月11日まで、令和2年12月遠野市議会定例会が開催されます。</p> <p>12月8日、令和2年度農業経営者セミナー。</p> <p>同じく12月8日、いわてポラーノの会女性の活躍現場の視察研修会が釜石市で開催されます。</p> <p>12月10日、農地法等申請締切日です。</p> <p>12月11日、令和2年度農業者年金巡回相談が市役所であります。</p>

<p>議 長</p>	<p>12月15日、農地転用等現地確認調査です。 12月21日、第9回運営委員会を開催いたします。 12月23日、農業委員会総会を開催し、その後、第3回農地利用最適化推進検討会を開催いたします。 12月28日、仕事納めの式となります。 報告は以上です。</p> <p>【報告事項】 次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>1、2、3ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告についてです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。 件数は14件です。ほとんどの方が子に相続するものですが、番号7番と番号13番については奥さんが相続するものです。ほとんどが自己管理、自分で耕作をされるというものですが、番号1番、番号3番、番号5番、番号12番、番号13番、番号14番は農地中間管理や地域の担い手等に貸しているというものと、耕作予定が未定というものであります。 報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>4ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地または採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は4件です。 番号1番、借人の耕作面積を減らすということで解約するものであります。 番号2番、貸借の期間満了により、更新しないということで解約するものです。 番号3番と番号4番、所有権移転、あっせんによる所有権移転をするということで、今回、解約するものであります。関連といたしまして、議案第46号1番で、この後、ご審議いただきます。 報告事項は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 次に報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>5ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。</p>

		<p>件数は5件です。番号1番、番号3番、番号4番、番号5番は、それぞれ盛土をして農地の低さを解消し耕作の条件を良くする内容です。番号2番は畦畔除去して作業効率を高めるものであります。番号2番につきましては面積も大きくて筆数も多いところですが、畦畔除去して作業効率を高めていくというものです。委託施工業者、施工時期については記載のとおりであります。</p> <p>報告は以上です。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族、もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議	長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に2番、白金英子委員、3番、多田登委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名します。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいただきます。</p>
農地係	長	<p>6ページです。第142回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計6件、49,368㎡。</p> <p>利用集積、今月計6件、51,492㎡。</p> <p>法第4条、今月はございませんでした。</p> <p>法第5条、今月計2件、1,080㎡。</p> <p>適用外、今月はございませんでした。</p> <p>法第18条第6項、今月計4件、27,850㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>【日程第2】</p> <p>次に日程第2、議案第44号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいただきます。</p>
農地係	長	<p>8ページです。議案第44号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番から5番まで、すべて農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借の再設定であります。再設定の期間はすべて10年間ということでございます。</p> <p>以上5件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第44号は原案のと</p>

	おり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第 3】
議 長	次に日程第 3、議案第 45 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長	9 ページです。議案第 45 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第 1 条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号 1 番、譲渡人が県外に居住し耕作できないため所有農地のすべてを譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。 以上 1 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	11 月 16 日、月曜日、10 時 10 分から●●地区センターに集まりまして、打合せをし、現地に向かいました。農業委員 3 名、推進委員 2 名。ただいまの事務局の説明どおり問題はありません。終わります。
議 長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 45 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第 4】
議 長	続きまして日程第 4、議案第 46 号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	10 ページです。議案第 46 号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は 6 件で、あっせん事業による所有権移転が 1 件、利用権設定の新規が 5 件となっております。 番号 1 番、あっせん事業による所有権移転で、売買価格及び所有権移転時期は議案書に記載のとおりです。 番号 2 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号 3 番、新規で、契約期間 5 年の使用貸借権設定です。 番号 4 番、新規で、契約期間 10 年の貸借権設定です。 番号 5 番、新規で、契約期間 10 年の貸借権設定です。 番号 6 番、新規で、契約期間 6 年の貸借権設定です。

議	長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 47 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第 6】 続いて日程第 6、議案第 48 号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	長	<p>議案第 48 号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。下記の農地転用事業計画の変更申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>申請人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■に起因した■■■■■■の■■■■に伴い、防災機能向上のための■■■■■■■■■■■■の実施及び緑化促進のための工事を実施するため、当初、令和 2 年 11 月 25 日までとしていたものを 3 年間延長し、令和 5 年 7 月 24 日まで期間を延長し、事業を実施しようとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 48 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>それでは、事務局から。</p>
事務局次長	長	<p>令和 2 年度農地相談会の報告について、資料をお配りしておりましたのでご説明いたします。</p> <p>今年度は 11 月 2 日から 9 日までの日程で、昨年度までと同じ午後 1 時 30 分から 3 時 30 分までの 2 時間で、各地区センターを会場に実施しております。相談者数の合計は 16 人で、遠野 1、附馬牛 6、松崎 3、土淵 1、青笹 1、上郷 1、宮守 3 という内容になっております。内容は次のページに項目ごとに載せております。「農地を貸したい」から「非農地の事前通知に関すること」、例年と同じような内容になっております。その次のページから地区ごとに内容を載せておりますので、それぞれの地区でご確認をいただきたいと思えます。すでに相談日当日で問題が解決しているものもありますし、今後働きかけとか調整が必要なものもありますので、各推進班でよろしくお願ひした</p>

	<p>と思います。1 ページに戻っていただきまして、今回は農地相談会でしたけれども、平成 29 年度から年に 1 回、11 月のこの時期にということで始まりまして、今年度は 4 回目となりました。相談件数は昨年 26 件でしたので昨年度より 10 件少なくなっております。農地パトロールの非農地事前通知や利用意向調査について説明する機会としてとらえて、農家の皆さんに案内しながら有効に利用されている地区もありましたし、相談がない地区もありました。昨年は全地区あったということでしたけれども。件数が少なかったり相談がなかったりということもあったのですけれども、開催日に都合が悪いので他の地区で受け付けてもらえませんかとか、相談日に行けなかったけれども委員さんの自宅を訪れて相談があったりとか、という内容も聞いております。農地相談会はこの時期にということで期待されているという面もあるのかなととらえております。来年度以降も農地の日の取り組みということで皆様と相談しながら、より良い取り組み方法を探っていきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	令和 2 年度農地相談会の報告について、質問、意見等ございますか。
3 番 委 員	質問、意見ではないのですけれども、最後のページの宮守地区で、内容が宮守、鱒沢、達曽部ということになっていましたが、達曽部 1 件、鱒沢 2 件ということで宮守がなかったのですけれども、対応者のところが鱒沢の推進委員、農業委員も入れてもらったほうがいいのではないかなと思います。
事務局次長	資料、訂正いたします。失礼いたしました。
議 長	その他、ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは、次長。
事務局次長	<p>その他の細かい点、何点かですけれども、1 つは活動報告書。12 月分の用紙をお配りしておりました。交付金の関係で、実績とか見込みとか求められる時期が年明けごろにありますので、まだの分とかある委員さんはまとめて提出をお願いします。</p> <p>それから農業経営セミナーですけれども、前に事前連絡をしておりましたが今回正式に、コロナの関係で日程とか会場とかが変更になりましたということで資料をお配りしておりました。12 月 8 日、1 日だけの日程となりましたし全体交流会がなくなっております。内容がテーマ 1、2、3 となっています。内容が変更となっています。参加希望の委員さんは今週中に事務局までご連絡をいただきたいと思います。公用車でいきたいと考えておりましたので、よろしく願いいたします。ちなみに認定協の情報ですけれども、認定協では担当の農林課職員と認定協から 1 名、それから会長さんの 3 名程度という予定になっておられるようです。</p> <p>それから、11 月 30 日の農林水産振興大会の出席者名簿をプログラムの裏面に印刷してお配りしておりました。欠席ということで記載になっている委員さんもあるので、違っているところがありましたら事務局までお知らせいただければと思います。</p> <p>それから、21 年度の農業委員会手帳ですけれども、今までは互助会でまとめて買っておりましたがけれども、今回は任期が来年 3 月 1 日ということもありまして、希望をとりまして、自己負担になりますけれども、希望をとって買うということにしたいと思います。この後、用紙を配りますので購入希望がありましたら記入をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
事 務 局 長	私の方からは、令和元年産エゴマ購入・販売一覧表、協力依頼分について説明します。これについては今、在庫として残っているのが 39 本あります。具体的には、さらに 6 本追加されまして 45 本になりますが、手持ち分が 39 本ということです。例年で

議	長	すと、ふるさと公社、風の丘で販売をしておりました。 ちょっとこの部分、休憩をお願いしたいと思います。
議	長	暫時休憩いたします。
事	務	(休憩)
局	長	会議を再開します。事務局、その他ございませんか。
議	長	ありません。
		【閉会】
		以上をもちまして、第 142 回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。
		午後 2 時 50 分閉会
		署 名
		遠野市農業委員会会議規則第32条第 2 項の規定により、ここに署名する。
		令和 年 月 日
		遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____
		同 番 _____
		遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____